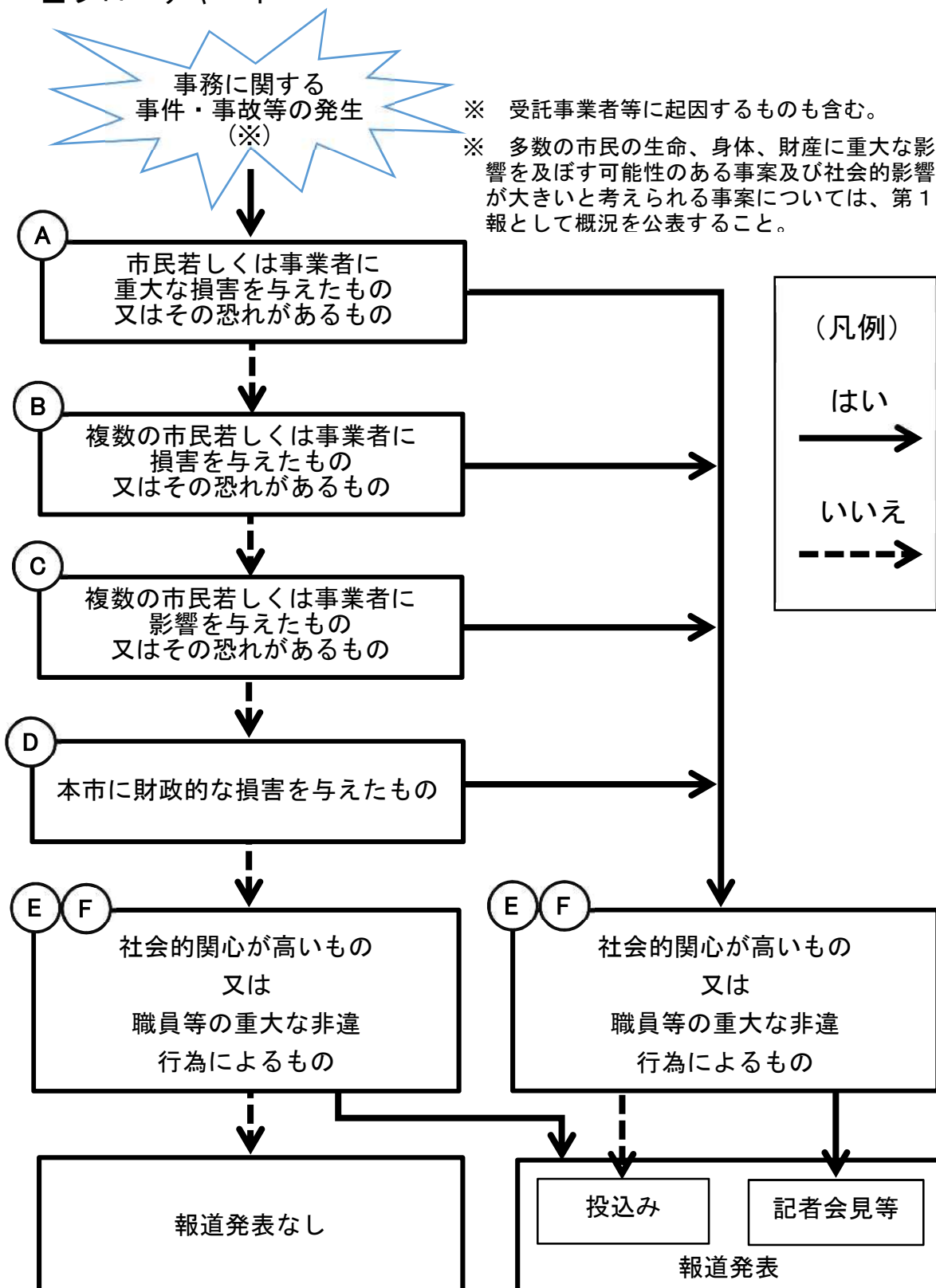


事務に関する事件・事故等発生に伴う公表 の要否判断の目安

■フローチャート



※ 市民等関係者に不利益をもたらすおそれがあるもの、脆弱性を有するシステムや制度の悪用等、模倣犯が出るおそれがあるもの、係争中の刑事事件に関わる案件等で、捜査や裁判に支障をきたすおそれがあるものについては非公表とするほか、影響が非常に軽微なもの、公表することが適切でないもの等については、事案の状況を総合的に考慮の上、公表しないことがある。

■各項目の解説

項目	解 説
A	市民又は事業者に与えた損害の度合いを考慮。なお、この場合の損害には、財産的損害のみならず、精神的損害を含む（Bについても同じ。）。
はい	秘匿性の高い個人情報等（※）の流出・紛失、中小企業者に対する高額な支払の著しい遅延、落札決定の取消し、各種の誤払い・誤徴収等で、当該過誤を短期で解消できないもの など ※ 資産等に関する情報、生活状況・各種相談に関する情報、疾病・健康状態に関する情報、思想・信条に関する情報、成績・指導に関する情報、マイナンバーほか、一個人に関する多項目の情報（例：氏名・住所・生年月日・世帯構成・家族の氏名等）など
いいえ	上記以外
B	市民若しくは事業者に与えた損害の範囲ほか、被害の拡大防止の観点を考慮
はい	複数の個人情報流出・紛失したもの、各種の誤払い・誤徴収等で対象が複数であるもの、重要文書の誤廃棄、市民等に対する同様の事務ミスが反復的に発生したものなど
いいえ	上記以外
C	市民若しくは事業者に与えた影響の度合い及び範囲ほか、市民等への周知・注意喚起の必要性を考慮
はい	委託・工事請負契約に関する入札の中止（※）、チラシ等の誤配布・記載内容の誤り、市民等を対象としたシステムの利用障害・ウイルス感染 など ※ 重要な施策・事業に関連する案件であること（発注に際し報道発表を行った案件、入札スケジュールを含めた事業計画を常任委員会で報告した案件 等）、多数の市民が利用する施設における安全性・利便性・快適性に影響を及ぼす案件であること、市民生活に重大な影響を及ぼす案件であること、契約条例第5条に基づく契約に議決を要する案件であること、又は WTO 対象案件であることのいずれかに該当する場合
いいえ	上記以外
D	市に与える財政的損害を考慮。遅延損害金等の発生、時効による債権の消滅、事務誤り等による不当な価格での契約、公金・備品の紛失 など
はい	損害額が、およそ2万円以上のもの
いいえ	損害額が、およそ2万円未満のもの
E	重要な施策・事業等の推進や市政の信頼への影響を考慮
はい	重要な施策・事業等の遅延を招いたもの など
いいえ	上記以外
F	職員の故意の有無や過失の度合い、違法性の有無等を考慮
はい	入札談合、公金横領ほか各種の法規違反や、過誤の隠蔽、著しい事務懈怠 など
いいえ	上記以外

※その他、非公表とするもの

- 公表することにより市民等関係者に不利益をもたらすおそれがあるもの
- 脆弱性を有するシステムや制度の悪用等、公表することにより模倣犯が出る恐れがあるもの
- 係争中の刑事事件に関わる案件等で、公表することにより捜査や裁判に支障をきたすおそれがあるもの

上記のほか、影響が非常に軽微なもの、公表することが適切でないもの等、事案の状況を総合的に考慮の上、公表しないことがある。